

国に逆らうと 碌なことはない？

(控訴審第三回弁論報告)

違法入れ歯断固阻止・歯科医療を守る国民運動推進本部

代表 脇本 征 男

桜花散り、霞ヶ関を青嵐の神風が吹きまくった4月15日の控訴審第三回公判でした。従来からの国の主張は、一貫して「歯科技工士には法律的に争訟の権利あたわず」でありました。一国民として、国が制定した法律に従って国家資格者となり、歯科医療従事者として忠実に業をなしてきた者が、現行法下における不合理是正のために訴えることもできない等、法治国家にはあるまじきことで、まさに放置国家のそしりを免れません。

しかし、今回の公判程、「行動を起こして良かった」と思える時はありませんでした。それは、私自身というよりも、長い間日陰者のように、常に歯科医師の後ろで忸怩たる思いと、差し出がましい生活にまで気遣い、黒子のように、晴れがましい言動を控えなければならなかった歯科技工士そのものの存在を思う気持ちであります。

例え相手が国であっても、「おかしいことはおかしい」と堂々と物申す姿勢までがひし折られていた時代であったということで、自らの経験から猛省多とするところを踏まえて、他を責めているわけではありません。

今回は、事態が予想外に大きく進展してきました。私たちは、弁護士も含めて控訴審も今回が結審だろうと、「たか」をくくっておりました。ところが、突然裁判長から『この事案について「進行協議」をしたいのですが時間はありますか』との発言があり、双方従うことになり、16階の別室へ移動したのです。

まず、裁判官3人の前に控訴人（弁護士2名と代表）と被控訴人（国側代理人5名）が座り、裁判長からの言葉がありました。

「法律の問題は抜きにしても、この事案を考えた時、このまま結審をしても、国民の安心安全が保たれる保障は何もありません。当裁判所としてはお互いの協議によって、何らかの進展が得られるような努力ができないかを考えました。ご協力願いませんか。」ということで、国側に最初に個別に協議し、続いて原告側、そしてまた国側と協議がもたれました。

つまり、「このまま判決を下しても、何ら国民の健康不安要素が払拭されるわけでもなく、問題の本質は変わらないことから、裁判所の意思仲介で、お互い国民の健康を考えた方策を模索しよう。」ということでありました。

大変な踏み込みようであり、原告側としてはありがたく願ってもないことでありました。願わくば、国側、特に厚生労働省が同じ土俵に上がって頂くことを祈りたいと思います。次回公判は5月18日（月）午後3時からとなりましたが、それまでに双方が努力して裁判所を通して協議することになりました。

そのために、原告弁護団を中心に、運動を展開しながら、あらゆる手段を講じて行きたいと考えております。

何よりも、特に川上詩朗弁護士の豊富な経験と強靱な精神力に加え、ぶれない原告団の意識とがマッチしての成果だと評価しております。

訴訟提起以来、本元の団体は抜きにしても、その他の団体や、個人の方々の温かいご支援、ご協力に対しましては深甚なる感謝の気持ちでいっぱいでございます。

今後の推移は、決して予断を許せるものではないと考えてはおりますが、人間として「許せないこと」には敢然と立ち向かう姿勢だけは持ち続けたいと念じております。

今日あるのも、大に小に、表で裏で、それぞれが温かい真心をもって支えていただいた方々の、ありがたいご支援があったればこそでございます。

今後とも目的達成まで、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。ありがとうございます。

以上